

湖南省立岩根小学校

いじめ対策基本方針

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条 抜粋）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう

令和8年4月

岩根小学校 生徒指導部会

1 いじめをしない学校づくり(未然防止の観点から)

(1)児童が主体となった活動の展開

児童生徒と共にいじめをなくすための取組を推進します。クラスや学年だけでなく、学校全体で取組を共有したり、地域に発信したりする機会をつくります。児童が主体となった特色ある活動を展開することにより、一人ひとりが「いじめはいけない」との認識や、進んで行動しようとする決意を持った児童を育てます。

- ① 児童会活動をはじめとして、あらゆる教育活動において、児童が主体的な活動に取り組みます。
- ② 安心できる教室づくりを目指して、学級活動や道徳の時間などに、体験したことをもとに自分の考えを練り上げたり、友だちの考えを聞き合い話し合う活動を取り上げたりすることで、確かな考えを持ち、互いの意見を聞き合う児童を育てます。
- ③ 「自分がされていやなことはしない」、「『みんなが～しているから』といった責任転嫁をしない」「雰囲気流されない」ことを意識して行動できる児童を育てます。
- ④ 児童が自らの可能性を切り開けるように、社会性の育成や豊かな情操を培う活動を年間行事計画等に組み込みます。
- ⑤ 児童が活動から得た自信を、新たな活動に対する意欲につながる取組を進めます。
- ⑥ 児童の言動に対して、「よいことはよい、だめなことはだめ」といった毅然とした指導や、自分たちでいじめをなくそうとする気持ちを醸成する適切な指導を行います。
- ⑦ 児童の主体的な活動を保護者や地域住民に広報したり参観等呼びかけたりするとともに、結果についても広く知らせます。

(2)こころの教育と体験的活動の充実

- 子どもたちの情操を豊かにするため、教材の意味や内容を分析・そしゃくして系統的に教えること(=「理の教育」)と、言葉ではうまく表せないが「そうありたいなあ。」と心揺さぶられあこがれを持つ体験(=「情の教育」)をバランスよく取り扱います。
- 地域で功績を残した先人たちの歩みをまとめた『伝えたい故郷の話 ～心の教育・郷土資料集～』を活用し、先人たちの努力や労苦を学ぶことにより、ふるさとへの誇りや郷土意識及びより良い社会づくりに参画しようとする志を育て、豊かな人間性と地域を愛する心を育みます。
- 子どもたちに心豊かな人間性を育むため、「異年齢遊び」「いろいろな人とのふれあい」「働くことの喜び」を重視した、多様な体験活動を推進します。
 - (1)正義が通るよりよい学級の実現をめざし、間断ない取組を進めます。
 - (2)互いを思いやり、尊重し、いのちや人権を大切にす指導等の充実に努めます。
 - (3)正しく美しい言葉づかい・相手や場を意識した言葉づかいができる児童を育てるため、道徳教育を推進し豊かな心の育成に努めます。
 - (4)児童の心を耕す適書を与えることができるよう、日ごろから準備に努めます。
 - (5)保護者や地域住民を含めた、あいさつを奨励するしかけづくりや働きかけを進めます。
 - (6)教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払います。

(3) 学びの保障 誰もが「わかる授業」の創造

本校では、「言語力向上をめざす授業」「学校図書館の機能を活用した授業」に取り組む中で、児童が自ら考える活動や学び方を身につけさせる指導に力を入れていきます。一人ひとりの考えが受け入れられ、ともに伸びていこうとする授業の創造をめざします。あわせて、道徳教育のありようを見直し、心の耕しを大切にする授業を展開します。

- ① 「めあて」や身に付けるべき力、学習の流れ、ゴールを明確に示した授業を行うとともに、「学習のまとめとふりかえり」により、児童が自分のわかり方を大切にできるよう努めます。
- ② 児童が自分の考えを持ち、グループで話し合い学び合い、考えや分かったことなどを書いたり話したりする場面を設けるなど、言語活動の充実を意識した授業を展開します。
- ③ 学校図書館の機能を活用した授業を行います。
- ④ 学級を学習集団として育て、一人ひとりの考えが受け入れられるようにするなど、生徒指導の機能を生かした授業を展開します。
- ⑤ 児童の読書活動を推進します。
- ⑥ 家庭での学習習慣が身に付くよう保護者等の協力を求めます。

(4) 仲間づくり・多様性を認め合える自尊感情の育成

学校にはさまざまな児童がいます。いじめをさせない学校づくりを進めていくために、一人ひとりの特性や状況を理解し、認めていくことを大切にします。

- ① 児童一人ひとりの特性・状況を正しく理解できるよう「受容」を大切にします。
- ② 一人ひとりの特性・状況・能力を共通理解し、それに適した指導を行います。
- ③ 得意な面を伸ばし、児童一人ひとりが一生懸命に取り組んでいきたいと思うものを持つことができるように、一人ひとりの思いを理解し応援していきます。
- ④ 集団の中で、一人ひとりに適した役割、やりきることによって成就感が得られる役割を与え、その実現状況に対して適切な評価を行います。
- ⑤ 学級等に、児童が失敗しても「もう一度やってみよう」と思える雰囲気を作ります。
- ⑥ 「できないこと」よりも「できること」に着目して、肯定的な姿勢で寄り添い、ほめたり励ましたりしながら、児童とのよりよい関係を作ります。

2 いじめをさせない学校づくり(早期発見・早期対応・組織づくりの観点から)

(5) 校長の強力なリーダーシップのもとで、チームを結束

いじめは、いのち・人権にかかわる重大な案件であり、それだけに、決して許されるものではないこと、しかし、いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであるとの認識を持ち、特定の先生が抱え込んだり事実を隠したりすることのない学校づくりに努めます。

- ① 校長は、児童にいじめをさせないために、教職員に適切な指導をします。
- ② いじめの重大性を全教職員が認識し、校長を中心にした一致協力体制(細かな事象についても教職員全員が情報を共有できる組織)を確立します。
- ③ 確認された指導方針のもと、全教職員が同じ歩調で実践を重ねます。
- ④ いじめが発生したときには、組織として速やかに対応できるよう準備を怠りません。
- ⑤ 発生した問題を、特定の教職員が抱え込んだり事実を隠したりすることがないように、

どんなことでも言い合える職場、相談しあえる人間関係を作るとともに、職員会議の場などで、児童理解を深める情報交換を定期的・継続的に行います。

- ⑥ 保護者や地域からも信頼される教職員集団を作ります。
- ⑦ 学校としての取組を複数の視点から評価する仕組みや機会を設けます。

(6) 早期発見・早期対応、ホウレンソウの徹底

初期対応を大切にし、チームで対応するとともに、校内での連絡、市の教育委員会への報告を徹底します。また、早期発見のためには日ごろのきめ細かな児童観察が必要です。学級担任は、児童生徒の顔色、顔つき、発言、人間関係などを観察し、連絡帳や定期的なアンケート調査の記載内容などを通じて子どもの思いや保護者の願いを把握していきます。そして、必要に応じてすべての教職員による共通理解を図ります。さらに、学校の中に心安らぐ居場所を作るとともに、学校支援地域本部事業などを活用して児童生徒が安心して大人に相談できる場面をつくることも大切にしていきます。声をあげたくてもあげられない子ども、親に言うことでまたいじめられるのではないかと怖れる子ども、親に心配をかけたくないと思う子どもがいるという認識を持って対応します。

- ① 児童間、教師と児童間で好ましい人間関係が醸成できるよう、すべての教職員が日常の教育活動の中できめ細かな配慮を重ねます。
- ② 授業中はもとより、休み時間、給食時、清掃時、放課後等においても児童の状況を把握するために声かけなどをすることに努めます。
- ③ 児童の目線で見たり考えたりし、いじめの可能性を見過ごさないよう努めます。
- ④ 児童の生活実態や思いを、聞き取りや定期的なアンケート調査などできめ細かく把握します。
- ⑤ 児童・保護者の思いや悩みを受け止められる体制、場、雰囲気づくりに努めます。
- ⑥ 児童・保護者の思いや悩みに迅速・柔軟に対応する体制を作ります。

(7) いじめの解消について

いじめは、謝罪をしたからといって安易に解消することはできません。「いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること」、「当該児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも二つの要件が満たされている必要があり、加害者被害者やその保護者等への面談等を定期的に行い、確認します。また、解消の確認のことだけでなく、いじめの対応についての記録を保存し、再発防止に努めます。

(8) 特に配慮が必要な児童生徒について

いじめはどの子どもにも起こり得る可能性があり、以下の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童に対し、適切な支援、保護者や関係機関との連携などを組織的に行います。また、互いを認め合う集団作りに努め、いじめの未然防止に取り組みます。

- 発達障害を含む、障害のある児童生徒
- 外国にルーツのある児童生徒や海外から帰国した児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- 東日本大震災等により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒
- 留意する必要がある家庭環境におかれている児童生徒

【いじめ初期対応】

- ①第1 発見者は校内のいじめ対策委員会へ報告(対応について協議)
※市教委へ第一報
- ②被害者への聞き取り(慎重に)※寄り添いの姿勢
- ③加害者への聞き取り(複数対応)
※事実の一致が必要(ずれがある場合については周囲の児童生徒への聞き取りも必要)
- ④被害者・加害者双方の保護者へ事実と今後の方針の説明
- ⑤謝罪の場の設定(被害者の気持ちを第一優先にする)
- ⑥市教委への報告

【いじめ認知ポイント】

- ☆いじめは見えにくいもの(心の中にある)である。だからこそ教師の努力が必要である。
- ☆日常の児童生徒観察(表情や行動の変化)を確実にとらえる。
→声をかける・保護者との連携
- ☆対人関係の些細なトラブルの裏に、いじめ事案が隠れていることもある。
- ☆アンケート調査や個別面談等におけるいじめを受けた旨の申し出は重く受け止める。

(9) 重大事態への対処について

a) 重大事態の発生と調査(法第28条)

①重大事態の定義

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- いじめにより相当の期間(30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。

②重大事態の報告

学校は、重大事態に該当する事案が発生した場合、直ちに教育委員会事務局に報告する。報告を受けた教育委員会事務局は、総合教育会議(市長・教育委員会)へ報告する。

③調査の趣旨及び調査主体

- 法第28条の調査は、重大事態の対処とともに、同種の事態発生防止のために行う。
- 調査主体は、教育委員会又は学校とする。

④調査を行うための組織

- 学校主体の場合は、原則として「学校いじめ対策会議」に専門的知識を有する第三者を加え、調査を行う。
- 教育委員会が調査主体となる場合、「湖南省いじめ問題調査委員会」が調査を行う。

⑤事実関係を明確にするための調査の実施

- 事実関係を可能な限り網羅的に明確にすること。
- 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

⑥その他留意事項

第23条第2項に基づく学校の調査で、事実関係の全貌が十分に判断される場合は、新たな調査は行わない。

⑦結果の提供及び報告

- いじめを受けた児童生徒及び保護者への適切な情報提供
- いじめを行った児童生徒及び保護者への説明
- 調査結果は、総合教育会議(市長・教育委員会)へ報告

b) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

①再調査

市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項による調査について再調査を行う。

②再調査を行う機関の設置

附属機関として、「湖南省いじめ問題第三者委員会」を設置する。

③再調査の結果を踏まえた措置等

- 教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、必要な措置を講じる。
- 再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。

3 いじめを見逃さない学校づくり

(10)家庭・地域・関係機関と一丸となった取組

家庭や地域との関係を友好で緊密なものにするために、学校からの通信、電話や家庭訪問など様々な方法で、日ごろから学校を開いていきます。また、保護者はパートナーという基本認識に立ち連携を深めていきます。

関係機関とは『情報連携』にとどまることなく、互いに意思の疎通を図り、自らの役割を果たしつつネットワークとして一体的な対応を行う『行動連携』に努めます。

- ① 市の基本方針や学校のいじめ防止基本方針、指導計画、対処方法等を「学校だより」などを使って周知し、保護者や地域住民の理解を得るように努めます。
- ② ケアが必要な児童生徒について、常に家庭と連絡を取り合って情報を更新します。
- ③ 学校は、いじめ事案が発生した場合はまず市教委に報告します。また、必要に応じてスクールソーシャルワーカー(SSW)、スクールカウンセラー(SC)に相談するケースもあります。その他、事案の内容によっては市教委を通じて、ふれあい教育相談室、社会福祉士、ことばの教室、さくら教室、家庭児童相談室、少年センター、いじめ問題対応専門員(県教委)、中央子ども家庭相談センター、甲賀警察署等に連絡・相談することで、児童生徒を取り巻く問題を多面的にとらえます。
- ④ 必要に応じて、保護者に上記の関係機関等を紹介します。
- ⑤ 必要に応じて、関係機関等を加えたケース会議を開催し、予防的な対応に努めます。
- ⑥ PTAや地域とともにいじめの対応について協議する機会を設け、いじめはいのち・人権にかかわる重大な案件であることを啓発するとともに、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めます。
- ⑦ いじめ事案のケース(法的な問題や医療に関わる内容)によっては、市教委が外部専門機関(市の顧問弁護士・発達支援室など)と連携を図りながら対応します。
- ⑧ 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)などとも連携を図りながら、学校と家庭・地域が一体となった取組を進めます。

(11) 学校間で連携した取組

中学生の中には、小学生のころからの人間関係の悩みを引きずっている生徒も見られます。対等で成熟した人間関係を成立させるためにも、小小連携や小中連携、そして、情報交換を欠かさず行っていきます。

- ① 個別の指導計画などを活用した一人ひとりの見取りを次の学年、次の学校に伝えます。
- ② 生徒指導面だけでなく、学習面(授業の進め方、ノートの取り方、評価のしかたなど)についても進んで情報交換していきます。
- ③ 情報交換した相手(学校)のやり方に学ぶ姿勢を持つよう努めます。

4 その他、いじめを防止するための取組

(12) アンケートの実施

学期に1回、教育相談週間に合わせたアンケートを行い、いじめの実態を把握する。保護者向けのアンケートを行い、家庭において子どもからの訴えがないかを把握します。

(13) 教職員の研修

LINE等、ネット上での新しい形のいじめなど、いじめのさまざまな形やその対処法など具体的に新しい方法を教職員が理解できるようにします。

教職員の資質向上を目的として研修を校内で企画したり、県や市の教育委員会が実施する研修会に積極的に参加したりします。

(14) ネット上のいじめへの対応

- ・不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとります。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求めます。
- ・児童が悩みを抱え込むことのないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談など、関係機関の取組を周知します。
- ・情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行います。

いじめ防止等の対策のための組織 <校内いじめ問題対策委員会>

I. 校内いじめ問題対策委員会活動方針

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核を担う。
- ・いじめに関する相談・通報の窓口となります。
- ・いじめの疑いがある事案や児童の問題行動などに関する情報収集と記録、共有化を図ります。
- ・いじめの情報があった際には速やかに会議を開き、情報の共有、関係児童への事実関係の聴き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応などが組織的に実施できるようにします。

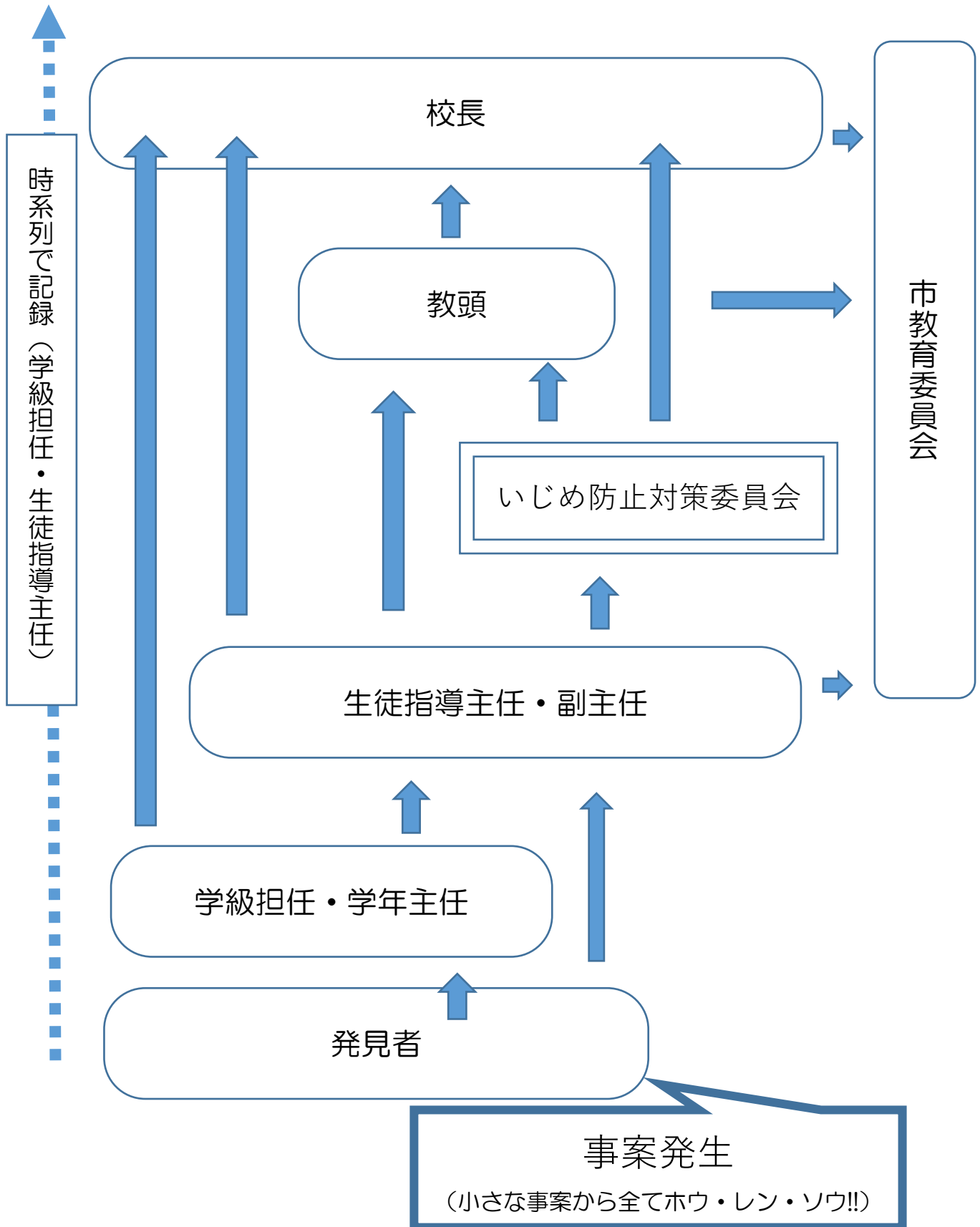
II. 校内いじめ問題対策委員会組織

<教職員関係者> 校長, 教頭, 教務主任, 生徒指導主任, 学年主任, 養護教諭

<外部関係者> スクールカウンセラー, スクールソーシャルワーカー,

甲賀警察署少年課スクールサポーター

いじめ事案対応マニュアル



【参考】関係機関連絡先一覧

- 湖南省教育委員会事務局学校教育課 …… 0748-77-7011
- 湖南省発達支援室 …… 0748-77-7020
- 湖南省家庭児童相談室 …… 0748-71-2335
- 湖南省ふれあい教育相談室 …… 0748-72-4810
- 湖南省少年センター …… 0748-77-7059
- 湖南省ことばの教室（三雲） …… 0748-72-9028
- 〃（水戸） …… 0748-75-2702
- 〃（菩提寺） …… 0748-74-8002
- 滋賀県中央子ども家庭相談センター …… 077-562-1121
- 甲賀警察署生活安全課 …… 0748-62-4155
- 湖南省顧問弁護士（注：連絡は必ず学校教育課を通してください）
- 弁護士法人 都大路法律事務所 …… 075-251-0707

事後対応を
ていねいに
（加害者・被害者・傍観者）